

平成 26 年 3 月 吉日

会員様各位

消費税増税に関するお知らせ

拝啓

早春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素はひとかたならぬご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（消費税改正法）が成立し、現行消費税 5%から平成 26 年 4 月 1 日以降 8%へ引き上げられる事が正式に発表されました。

つきましては、当法人における消費税の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

改正法により平成 26 年 4 月 1 日以降、当法人が提供する健診ならびにオプション検査等の費用に係る消費税は 8%となります。つきましては、ご利用期間が平成 26 年 4 月 1 日以降に係る部分につきましては、新税率 8%にてご請求させていただきます。

●平成 26 年 3 月 31 までの健診・他検査費用・・・税抜き価格+消費税 5%

●平成 26 年 4 月 1 日以降の健診・他検査費用・・・税抜き価格+新消費税 8%

※税抜き価格は現行価格から変更ございません

※平成 26 年 4 月 1 日以降に健診ならびにその他の検査をお受けいただく場合、平成 26 年 3 月 31 日までにお支払いされた場合についても、健診・検査日が基準となる為、新税率 8%を適用させていただきます

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

医療法人 名古屋放射線診断財団
理事長 岩田 宏